

## 1. ネット上のいじめへの対応

### ◆いじめ防止対策推進法の施行・いじめ防止基本方針の策定

- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）
  - いじめの定義…「インターネットを通じて行われるものを含む」と規定。(第2条第1項)
  - インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(第19条)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（H25.10.11文部科学大臣決定(H29.3.14改定)）
  - 国は、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、ネット上のいじめに対処する体制を整備。
  - インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
  - インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備。

### ◆学校ネットパトロールの取組支援

- ・インターネットを通じたいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロールを実施する都道府県等の取組を支援。

### ◆SNS等を活用した相談事業

- ・いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に対応するため、SNS等を活用した相談体制の整備に関する都道府県等の取組を支援。

## 3. ネット依存対策

### ◆「青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業

- ・ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラム、認知行動療法や体験活動等のプログラムの実施を通じたネット依存対策を推進。

## 4. 情報モラル教育の推進

### ◆学習指導要領等の実施

- ・小中高の学習指導要領の「総則」において、情報モラルを含む「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科等横断的に育成することを明記。各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であり、道徳科や特別活動のみで実施するものではなく、各教科等との連携や、さらに生徒指導との連携も図りながら実施することについて記述。

### ◆情報モラル教育に関する指導の充実

- ・学校における情報モラル教育の充実を図るため、教員等を対象とし、最新の動向等を取り入れた実践的なセミナーを実施するなど、情報モラル教育に関する教員の指導力向上のための取組を推進。
- ・学校のみならず、家庭においても子供たちが情報モラル教育を学べるe-learningコンテンツ(情報モラル学習サイト)の作成や動画教材の内容を充実するなど、情報モラル教育の充実を図るための取組を推進

## 2. 子供や保護者への啓発

### ◆春のあんしんネット・新学期一斉行動

- ・春の卒業・進学・新入学の時期に合わせ、スマートフォン等の安心・安全な利用のための啓発活動を集中的に実施するため、関係府省庁が連携し、協力依頼。

### ◆子供のための情報モラル育成プロジェクト

- ・子供たちの情報モラルを育成するため、スローガン「考えよう 家族みんなで スマホのルール」とロゴマークを制作し、教育委員会や関係団体、企業等と連携した取組を実施(H26.8～)。

### ◆警察庁との連携による啓発の推進

- ・インターネット利用に起因する性被害防止に向けて、啓発リーフレットを作成し教育委員会等を通じて各学校の児童生徒や保護者に周知。

### ◆地域における啓発活動

- ・「ネットモラルキャラバン隊」…インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりを周知するためキャラバン隊を結成し、学習・参加型のシンポジウム等を開催。
- ・「ネット対策地域支援」…日々進化し急速に普及していくインターネット環境の対策に資するため、地域における先進的な有害環境対策を推進。

### ◆保護者への啓発の推進

- ・子供の携帯電話やインターネット利用について理解や知識を深めるための講座を含めた、保護者に対する学習機会の提供等、各地域で実施される家庭教育支援の取組を支援するとともに、保護者向け啓発資料を文部科学省Webサイトに掲載。
- ・教育委員会等に、低年齢層の保護者向けリーフレットの研修会等での配付や幼稚園への周知を依頼。

### ◆「e-ネットキャラバン」

- ・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。